

# 令和7年度球磨焼酎の認知度向上に向けた飲食店フェア等開催業務委託仕様書

## 1 委託業務名

令和7年度球磨焼酎の認知度向上に向けた飲食店フェア等開催業務

## 2 業務目的

令和2年7月豪雨により甚大な被害が発生した人吉・球磨地域の特産品である球磨焼酎は、約500年の歴史と伝統を誇り、現在でも27社の蔵元があるが他の本格焼酎に比べて認知度が低く、熊本県外ではあまり取り扱われておらず、販売が伸び悩んでいる。

そこで、昨年、日本の「伝統的酒造り」がユネスコ無形文化遺産に登録された好機を逃さず、酒類の一大消費地である首都圏において球磨焼酎の認知度向上及び販路拡大を図るとともに、豪雨災害からの復興に寄与するため、酒類の一大消費地である首都圏において飲食店フェア等を開催し、球磨焼酎が多くの消費者の目に触れ、飲んでもらうことで、球磨焼酎の認知度向上及び新たなファンの獲得による需要喚起を図る。

### 【参考】球磨焼酎とは・・・

熊本県南部の人吉・球磨地域で作られるお米の焼酎で、各蔵元のこだわりや麴・蒸留・貯蔵等の製法により味のバリエーションが豊富で、様々な料理に合うのが特徴。

また、球磨焼酎は、世界貿易機関（WTO）により地理的表示（GI）の産地指定を受けた世界的に認められたブランド。

## 3 委託業務内容

(1) 球磨焼酎の新たなファン獲得のための飲食店を活用したフェア等の企画・開催

### ①実施期間

令和7年10月～令和7年12月の間で14日間以上

※可能な限り、「本格焼酎の日（11月1日）」を含んで期間を設定すること。

### ②実施場所

都内の飲食店等20店舗以上とし、具体的な実施店舗及びエリアについて候補店舗を記載すること（席数や客単価など、飲食店の情報について可能な限り記載すること）。

※可能な限り、フェア終了後も球磨焼酎の取り扱いの意思がある飲食店を選定すること。

### ③実施内容

飲食店におけるお客様への球磨焼酎の提供によるフェアを開催するとともに、集客力や話題性があり、多くの方に球磨焼酎を知ってもらい、飲んでもらうきっかけとなるような仕掛けを展開すること。

（例：参加店舗での熊本県産食材、熊本県事業者の商品を活用したフェアメニューの提供、フェアメニューポップの作成、参加店舗の回遊策を取り入れる等、球磨焼酎の普及を意識した取り組み）

また、フェア終了後にフェア実施店舗の球磨焼酎取り扱い状況等のフォローア

ップ調査を実施すること（詳細は6「成果物の納品」参照）。

④その他

フェアで提供する球磨焼酎は、参加店舗または受託者の負担により仕入れを行うこと。

(2) フェア参加店舗等を対象とした球磨焼酎試飲会の開催

①実施期間

令和7年10月～令和7年12月の間で実施すること。

※試飲会は、(1) 飲食店フェア開催前に実施すること。

②実施場所

実施場所は問わない。ただし、会場借り上げ費用が発生する場合には、委託費の中から支出すること。

③実施内容

飲食店がフェア商品を選定するにあたって参考となるよう、可能な限り多くの蔵元の球磨焼酎を試飲会で提供すること。また、必要に応じて卸売業者等も招聘し、フェア開催店舗が希望する銘柄を入荷できるよう、商流の構築にも努めること。

(3) フェア開催に向けた周知に係る業務

①フェアの告知に係るチラシデザインの作成

フェアの告知に係るチラシデザインを作成する（1種類以上）。

※熊本県PRキャラクター「くまモン」のイラストを使用する場合には、確実に利用許諾を申請し、許諾を得ること。

②紙媒体やWEBコンテンツ等を活用した情報発信

・球磨焼酎の魅力及びフェアについて、チラシやポスター、情報誌、SNS等の様々な媒体を活用し、広く広報を行う。

※広報内容について、詳細を企画書内に記載すること。

4 委託期間

契約締結日から令和8年（2026年）3月6日（金）まで。

5 予算額

2,000千円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

但し、提示額は契約時の予定価格を示すものではないため留意すること。

6 成果物の納品

次の①～②の成果物を電子媒体等により納品すること。

①業務完了報告書（PDF形式）

②イベント実施概要書（PDF形式）

※今後の改善についても記載すること。

### ③フォローアップ調査報告書（PDF形式）

※フェア終了から3か月後を目途に継続使用の有無、継続使用していない場合はその理由、店舗における消費者の反応（注文状況）等を取りまとめること（本調査は球磨焼酎の継続使用を強制するものではないため、留意すること）。

## 7 納品場所

熊本県東京事務所くまもとセールス課

（東京都中央区銀座5-3-16 銀座熊本館3階）

## 8 著作権に係る留意事項

- （1）本業務において、第三者（熊本県及び受託者以外の者）が所有する素材を用いる場合には、著作権処理等を必ず行うこと。
- （2）本業務により作成した成果品及び委託業務実施に当たり、新たに制作、撮影したもの等に関する全ての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、熊本県に帰属するものとし、本業務以外の業務において、本業務により作成した成果品及び委託業務実施に当たり、新たに制作、撮影したもの等を使用する場合がある。
- （3）本仕様書に基づく業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら熊本県の責めに帰する場合を除き、受託者は、自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。
- （4）その他、ここに定めのない事項については、熊本県と協議のうえ決定するものとする。

## 9 その他

- （1）熊本県は、業務の実施に当たり、受託者が必要とする資料や情報等の提供について、支障のない範囲で協力する。
- （2）受託者は、委託者が承認した場合を除き、業務上知り得た情報を第三者に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- （3）受託者は、業務遂行上必要と認められるものであって、本仕様書の解釈に疑念が生じた事項及び本仕様書に明記していない事項については、県と協議のうえ、解釈する。
- （4）業務の履行に際しては、この仕様書に定めるもののほか、必要に応じて県と協議し実施するものとする。